

**「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」  
の一部改正について（H30.7）におけるQ&A**

Q1 見積もり様式の標準様式が示されたが、異なる様式の見積書であっても事前申請の添付書類として有効ですか。

A1 異なる様式を使用した場合でも、標準様式と同様の内容が確認できれば有効となります。

また、今回示された標準様式は、見積書の内訳（明細）部分であり、かがみ部分については従来どおり事業者のフォーマットを使用してください。

標準様式については、四日市市ホームページでも公開を予定しております。

Q2 「介護支援専門員等は複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明することとする。」とありますが、事前申請には複数の事業者の見積書の添付が必須となりますか。

A2 「介護支援専門員等は複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明すること」が必須となりますが、事前申請には複数の見積もりの添付は求めません。

また、介護支援専門員等より複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明していただいたうえで、利用者の判断で1者のみ見積もりしか取らなかった場合でも、住宅改修が必要な理由書に適合する見積もりであれば申請可とします。

Q3 複数の見積もりを取った結果、最も安価な事業者を施工事業者とする必要はありますか。

A3 見積もり金額とともに、材料、施工方法等を総合的に鑑み、利用者にとって最も有益な改修を行う事業者を施工事業者として選定してください。